

## 令和4年度 南丹市景観審議会 議事録

日 時：令和5年3月6日（月）午前10時～午前11時

場 所：南丹市役所2号庁舎3階防災会議室

出席者：〔委員〕藤本 英子委員長、矢ヶ崎 善太郎委員、丸山 俊明委員  
松田 育子委員、西田 融正委員  
〔事務局〕岡部課長、北村係長、古田主事、矢野主事

### 1. 開会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から南丹市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます地域振興課の岡部でございます。</p> <p>委員のみなさまには、ご多用の中ご出席たまわりましたことに厚くお礼申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で委員改選後、しばらくの間対面での審議会の開催ができなかったため、改めて、最初にお一人ずつ自己紹介をいただきたいと思います。</p> <p>（委員＋事務局自己紹介）</p> <p>委員の皆さまには残りの任期の間、お世話になりますが、様々なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
-----	--

### 2. 委員長あいさつ

委員長	<p>景観審議会の委員や景観アドバイザーとして、建物に対して細かくアドバイスするお手伝いをしています。行政に関わっていくと、地域の人々の本気度、行政担当者の本気度が景観を良くすることに繋がり、市民の生活が向上して日常が良くなることを実感しています。この何年か南丹市でもお手伝いをさせていただいていますが、年1回の委員会開催ではなく、まめな情報交換ができればと思っています。庁舎が建て替わることを初めて知りましたが、庁舎が建て替わることは市の景観に影響力を及ぼします。市の意思が市民の意識にも繋がっていくと思いますので、委員のみなさまと共に見守っていきたいと思います。</p>
-----	---

### 3. 協議

議題 「南丹市景観計画【概要版】冊子の改訂について」報告

事務局	<p>「南丹市景観計画【概要版】冊子の改訂」についてご説明いたします。</p> <p>南丹市では、景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観を保全・形成する</p>
-----	---

	<p>ために「南丹市景観計画」を策定しています。</p> <p>計画では、南丹市美山町地域を景観計画区域とし、地域に調和した建築物等を誘導するために、建築物や工作物等の色彩、高さ、形態・意匠等に制限を設けています。また、市民、事業者、行政が景観づくりにそれぞれの立場で協働して取組を進めるための役割分担なども定めており、この計画の要点をまとめたものを【概要版】として市民や事業者に配布しています。</p> <p>今回、令和4年4月1日に行った南丹市景観条例の改正内容をふまえ、より分かりやすいように【概要版】の見直しを行いました。</p> <p>変更箇所(赤字部分)について説明しますので、「もっとこうした方が分かりやすいのではないか」等ご意見やアドバイスがありましたらお願いします。</p> <p>(主な説明内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P. 6の重点エリアでの届出対象行為について、「南丹市伝統的建造物群保存地区条例」における許可を受けた行為は届出をしたものとみなす規定を追加したことによる内容の変更を行った。</li> <li>・P. 8の参考資料について、「届出方法・その後の流れ」の修正を行った。フロー図で示し、提出書類について追記した。</li> </ul> <p>見直しを行った内容の【概要版】は令和5年4月1日から利用予定です。</p>
委員長	事務局から報告がありました。みなさんのご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。
委員長	概要版冊子の6ページ目、重点エリアの届出対象行為について、以前はどのように示していたのでしょうか。
事務局	以前は「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」によるものとする。となっており、地域振興課にも届出を提出するようお願いをしていますが、同条例における許可を受けた行為は景観計画に基づく届出をしたものとみなすようになったため、このように明記しました。
委員長	概要版冊子の8ページ目、届出方法・その後の流れについてはわかりやすく内容をまとめられたということでしょうか。
事務局	これまでは届出方法やその後の流れを文章で説明しており、提出書類については記載していませんでした。そこで市民や事業者等誰が見ても分かりやすく、何を添付して提出すればよいか分かるようフロー図で示しました。
委員	提出書類がチェックシート形式になっており、非常に分かりやすいと思います。
委員長	届出を提出される方の中で、質問をされる方もおられるのでしょうか。
事務局	添付書類について詳しく聞かれる方や、届出書の記入の仕方で色彩(マンセル値)や高さ、面積などについて相談をされる方もおられます。
委員	概要版冊子を見ると、提出書類についてきちんと明記されているので市民の

	<p>方もわかりやすいと思います。</p> <p>提出書類について、彩色された2面以上の立面図とありますが、立面図はもともと彩色されていません。色は図面ではなく、現場や仕様書の中で決定されるため、図面の色彩はマンセル値で示し、ある程度似たような色彩で示した立面図であると思います。図面には基本的に色彩しないため、マンセル値で表すようにしたほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>また、これまで提出された中で彩色された図面はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>マンセル値については、届出書に記入していただいています。</p> <p>今まで提出していただいた届出書の中で、彩色された図面を添付して下さっているものもあります。また、図面の中にマンセル値で示されているものもあります。</p> <p>提出書類については、景観法の施行規則の中に添付する図書として、建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図と定められておりますので、そのまま記載しています。</p>
委員長	データもしくは紙媒体で立面図を提出していただいているのでしょうか。
事務局	現在は、紙媒体で提出していただいています。
委員	届出書を提出していただいた中で、完成したものを実際ご覧になったことはありますか。
事務局	中々現場に出向いて確認するところまでは出来ていませんが、完了届に行為が終了した建築物や工作物の写真を添付していただいておりますので、それをもって事業完了としています。
委員長	今までの届出書の事例を含め、現場を確認されてもよいかと思います。
委員	<p>概要版冊子1ページ目の景観計画区域について、「※その他の地域においても、良好な景観の形成と保全に取り組みます」と変更されており、従前に比べて大きく内容を変更しているように思います。つまり、市の方針として景観計画区域は美山町に限るとしたということなののでしょうか。</p> <p>以前は「その他の地域においては、景観行政の啓発に努め、景観保全に対する気運が高まった地域から順次拡大していくことを目指します」と記載してありましたが、修正した意図があれば教えていただきたいです。</p>
事務局	美山町地域以外の地域では、景観保全について具体的に広げていくような取り組みができておらず、進められていなかったため、現状に合わせた記載に変更をしました。なので、今後範囲を狭めるなど市の方針を変えるというわけではありません。
委員	全国的にも注目されているエリアであるため慎重に考えていくべきだと思います。内容を変更する場合には理由付けをきちんとしていかないといけないと思います。
委員長	南丹市景観計画ではどのような記載がされているのでしょうか。
事務局	南丹市景観計画の第1章、はじめにの中に「計画区域については、まずは先

	進的に景観政策を展開してきた美山町地域としますが、今後、啓発を行い景観保全に対する気運が高まった地域から順次拡大していくことを目指します」と記載しています。概要版では、同じ内容を1ページ目の景観計画の区域の中に記載しておりました。
委員長	市の方針が変わっていないのであれば、内容は変えない方がよいと思います。
委員	内容を変更したことによるどのような意図があったのかを確認させていただいたかったので、基本的な姿勢が変わっていないのであれば、内容や文章の修正等は今後気を付けていただきたいと思います。
事務局	できるだけ簡潔にわかりやすい言葉で説明できたらといった視点だけで見直しをしていた部分があったので申し訳ありませんでした。 南丹市景観計画の内容は変わっていませんので、赤字で修正していた部分を元に戻し、南丹市景観計画と同様はじめにの中に記載するのか、修正前の概要版の通りに進めるのか、内容を確認し、整えていきたいと思います。
委員長	よろしく願いいたします。 その他に何か意見はございますでしょうか。
委員	現在、景観計画区域を「南丹市美山町地域」と記載されていますが、市内の方や外部の方もおられるので、「かやぶきの里」等といった具体的な書き方にした方がイメージが付きやすいのではないのでしょうか。
事務局	かやぶきの里以外の地域も対象となっているため、「南丹市美山町地域」といった記載になっています。
委員長	情報発信する際に気を付けていただけたらと思います。 概要版の冊子はホームページでも見ることは可能なのでしょうか。
事務局	ホームページでも閲覧は可能です。また、来庁された方には冊子をお渡ししています。 届出書様式についてもホームページに掲載していますが、オンラインでの手続きまでは進められていません。届出書様式については、自署であれば押印不要としています。
委員長	かしこまりました。 それでは、概要版冊子については1ページ目の部分を修正いただきたいと思います。

#### 4. その他

事務局	令和4年度届出提出状況について報告します。  【山里自然エリア】 ・建築物新築 5件 ・建築物改築 3件
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 25 件</li> <li>・建築物増築外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 1 件</li>   <li>・工作物新築 7 件 ※太陽光発電設備については令和 3 年度変更申請分</li> <li>・工作物改築 1 件</li> <li>・工作物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 1 件</li> </ul> <p>【伝統的景観重点エリア】 6 件</p> <p>合計 49 件の提出がありました。</p> <p>次に、広報誌における啓発記事について報告します。</p> <p>「広報なんたん」に掲載している令和 4 年度分の景観の啓発記事をまとめています。市ホームページ「景観のまちづくり」ページに各年度ごとの記事を掲載していますのでご覧ください。</p> <p>最後に、令和 5 年度の委員体制について報告します。</p> <p>現在の委員の任期：令和 3 年 6 月 1 日～令和 5 年 5 月 3 1 日（2 年間）</p> <p>※公募の応募状況（期間：2 月 2 4 日～3 月 1 7 日） 0 件</p> <p>報告は以上です。</p>
委員長	<p>事務局から報告がありました。</p> <p>ご意見などはございませんか。</p>
委員	<p>以前の審議会です太陽光パネルについて心配する意見がありました。太陽光発電設備の申請数が少ないように思いますが、太陽光パネルについての基準は定められているのでしょうか。</p>
事務局	<p>美山町は日照時間が短いということもあり、園部町等に比べると太陽光パネルの設置は少ないです。市でも補助金を出していますが、美山町地域の申請が少ないのが現状です。</p> <p>基本的に太陽光パネルについてのみの基準は設けていませんが、工作物の基準に適応させていただいています。また建築物や工作物に設置する太陽光発電設備等については、報告していただいています。</p>
委員	<p>他の地域では、景観関係なく太陽光パネルを設置されているところもありますので、南丹市の状況は非常に良いと思います。</p>
事務局	<p>これまでの太陽光発電設備の申請状況について、令和 2 年度は 2 件、令和 3 年度は 2 件となっています。</p>
委員	<p>これから報告していただく際にはどのくらいの規模なのかも説明していただけたらわかりやすいと思います。</p>

事務局	今年度の申請は、令和3年度の変更申請分となっています。内容については、太陽光発電設備の製品変更です。
委員長	かしこまりました。 予定しておりました内容については以上です。 それでは、本日、委員のみなさんかた出された意見を参考に、市の方で検討していただければと思います。

#### 5. 閉会

事務局	委員の皆さま、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。 本日の意見を踏まえ、良好な景観を保全・形成できるよう、啓発等の取組みを進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
-----	---